

石川県短期移住体験モデル事業（能登エリア）運營業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

大都市圏から地方への移住を希望する方を対象に、地域の住まいと仕事を短期的に提供することで、本県での暮らしぶりを体験させ、地域への移住・定住を促進する。

2 委託事業の概要

- (1) 業務名：石川県短期移住体験モデル事業（能登エリア）運營業務
- (2) 業務内容：「石川県短期移住体験モデル事業（能登エリア）運營業務」仕様書のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から2020年3月31日まで
- (4) 委託費用：3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※なお、委託期間終了時における事業実績に応じて、委託金額を確定するものとする。
詳細は仕様書のとおり。

3 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、説明会参加申し込み及び企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (4) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

4 審査の手続き等

(1) スケジュール

| 項 目 | 日 程 |
|---------------------|-----------------------|
| ①実施要領のホームページでの告知、配布 | 平成31年4月1日（月）～4月15日（月） |
| ②質問受付期間 | 平成31年4月1日（月）～4月10日（水） |
| ③質問回答 | 平成31年4月12日（金） |
| ④参加申込期間 | 平成31年4月1日（月）～4月15日（月） |
| ⑤審査会（又は書面審査） | 平成31年4月16日（火） |
| ⑥契約手続き | 平成31年4月17日（水）以降 |

(2) 実施要領等の配布

- ①配布期間 平成31年4月1日(月)～4月15日(月) 10時00分～17時00分
- ②配布場所 石川県企画振興部地域振興課(〒920-8580 金沢市鞍月1-1)
- ③配布方法 実施要領等は、上記②配布場所での配布及び下記ホームページに掲載する。
 - ・石川県移住ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」
<http://iju.ishikawa.jp/>

(3) 質問の受付及び回答

この実施要領及び業務委託仕様書に関する質問を次の通り受付、回答する。

- ①受付期間 平成31年4月1日(月)～4月10日(水)
- ②提出場所 下記「7 問い合わせ先」に同じ。
- ③提出方法 「質問書」(様式1)により持参、電子メール又はFAXで送信すること。電子メール又はFAXの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
- ④回答方法 電子メール又はFAXで4月12日(金)に回答を送信する。

(4) 審査会参加申込書及び企画提案書の提出

- ①提出期限 平成31年4月15日(月) 17時必着
- ②応募方法 持参、郵送、電子メール、電子媒体(CD-R/RW)又はFAXによる。
電子メール又はFAXの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
- ③提出書類

| 提出書類 | 形式 | 部数 | 様式 |
|---|----|----|------|
| ア 審査会参加申込書 | A4 | 1部 | 様式2 |
| イ 企画提案書 ・企画提案の内容 ・業務実施スケジュール ・経費の概算見積書(内訳含む) | A4 | 1部 | 様式任意 |
| ウ 参考資料(組織概要、過去の実績等) | A4 | 1部 | 様式任意 |

- ④提出先 下記「7 問い合わせ先」に同じ。
- ⑤参加辞退 参加申込書を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに「石川県短期移住体験モデル事業(能登エリア)運営業務委託プロポーザル参加辞退届」(様式3)を提出すること。
- ⑥留意事項
ア. 一提案者(法人)が複数の企画提案をすることは認めない。
イ. 本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。
ウ. 提出された書類は、一切返却しないこととする。
エ. プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
オ. 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(6) 審査会（又は書面審査）

- ①日 時 平成31年4月16日（火）
- ②実施方法 各事業者から提出された提案書による審査
- ③その他 公正な審査の妨げとなる恐れのある行為を行った場合は、参加資格を失うこととなります。

5 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及びプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

| | | |
|------|---------|--|
| 評価項目 | 企画提案の内容 | 本業務の実施内容をより豊かなものとする提案が具体的に示されており、かつ実現可能なものであるか。 (1) 体験プラン作成までの具体的な流れ (2) 移住・定住を促進するための効果的な情報発信手法 |
| | 業務の実施体制 | 配置予定担当者に関し、人員及びほかの手持業務の状況から本業務に十分専念できると認められるか。 |
| | 取組姿勢等 | 委託業務の目的に照らして、理解が得られているか。 |
| 参考 | 団体の実績等 | 過去の実績（移住者に対するフォロー等） セールスポイント |
| | 価格 | 妥当性 |

(2) 企画提案の内容及び留意事項

下記の項目に特に留意し、企画提案書を作成すること。

- ①移住希望者に対して、本県に暮らす魅力が感じられる効果的な提案を行うこと。
- ②事業目的に合致した移住希望者を選定できる提案を行うこと。
- ③本県への移住に係る潜在的ニーズ層の掘り起こしを目的とした不特定多数に対するPR手法を提案すること。
- ④希望者に対し、滞在時の具体的なフォロー体制について提案すること。

(3) 優先交渉権者の決定

審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(4) 選考結果通知

選考結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知する。

①通知方法 応募者の代表者（担当者）宛電子メールにて通知

②通知予定日 平成31年4月17日（水）

なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

6 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

7 問い合わせ先

石川県企画振興部地域振興課（行政庁舎8階）

担 当：坂田

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電 話：076-225-1312 FAX：076-225-1328

メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp